

令和6年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名	社会福祉法人 愛光社会福祉事業協会(法人番号5140005013433)
-----	--------------------------------------

監査実施日	令和6年10月29日
-------	------------

文書による指摘事項の有無	有
--------------	---

文書による指摘内容	改善状況
1 「役員及び評議員等の報酬等に関する規程」によると、職員を兼務し職員給与が支給されている役員等に対して報酬等は支給しないとなっているにもかかわらず、「役員・評議員等・職員旅費規程」の規定により、職員を兼務する役員に対して日当8,000円が支給されていた。当該日当は役員等に対する報酬の支給と解され、「役員及び評議員等の報酬等に関する規程」の規定に反している。過去に同様の事例がないか精査し、該当するものがあれば、支給を行った役員に対し返還請求を行うこと。 また、「役員・評議員等・職員旅費規程」に規定されている役員等の日当については、既述のとおり、役員等に対する報酬の支給と解され、本来は役員等の報酬等の支給基準に記載すべきものである。ついては、「役員・評議員等・職員旅費規程」及び「役員及び評議員等の報酬等に関する規程」の記載内容の整理を行うこと。その上で、役員等の報酬等の支給基準の変更が必要となる場合は、評議員会の承認を受けて改定し、公表すること。	一部改善済

令和7年2月5日現在